

契約種別約款【低圧／湘南のガスとでんき】(2020年2月10日実施)

## **湘南のガスとでんきメニュー**

(令和2年2月10日実施)

**湘南電力株式会社**

## 料金その他の供給条件の内容

### 1 対象となるお客さま

電気需給約款（低圧／湘南のでんき）（以下「需給約款」といいます。）の適用を受け、かつ湘南のでんき販売の代理店契約を当社と締結している事業者（以下「代理店等」といいます。）とガスの供給または販売契約を締結しているお客さまで、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

### 2 料金その他の供給条件の変更

- (1) 当社は、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、この契約種別の料金その他の供給条件（以下「料金表」といいます。）を変更することがあります。この場合、変更後の料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。
- (2) 一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃により、この料金表を変更する必要がある場合、当社は、変更後の託送約款等または法令を踏まえ、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、この料金表を変更することがあります。この場合、変更後の料金表の実施期日以降の料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。
- (3) 当社は、この料金表を変更する場合には、変更後の料金表の実施期日までに相当な予告期間をおいて、変更後の料金表の内容を電磁的方法（インターネットを利用する方法をいいます。）によりお客さまにお知らせいたします。
- (4) 電気事業法施行規則第 3 条の 12 第 1 項各号に規定する事項を変更する場合は、当社は、原則としてその変更の内容のみをお客さまにお知らせいたします。
- (5) この料金表に定める基本料金、電力量料金、および燃料費調整における基準単価の金額は、すべて消費税等相当額を含みますが、消費税率が改定された場合は、改定後の消費税率にもとづき精算いたします。

### 3 定 義

需給約款に定義される言葉は、この料金表においても同様の意味で使用します。

- (1) 貿易統計  
関税法にもとづき公表される統計をいいます。
- (2) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価格の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

## 4 適用条件

当社は、次の条件を満たすお客さまからの申込みを、当社が承諾した場合に適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

- (1) 契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (2) 1需要場所において動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ当社が認めたときは、(1)に該当し、かつ(2)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

- (3) 動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約せずに、動力を使用しないこと。
- (4) お客さまが、当社の需給約款にもとづく電気需給契約（以下「電気の契約」といいます。）の契約者であり、かつ、代理店等の都市ガスおよび簡易ガスの各ガス小売供給約款にもとづくガスの契約もしくはLPガス販売契約書にもとづくガスの契約（以下「ガスの契約等」といいます。）の契約者であること。

なお、電気の需給を開始する時点で、お客さまがガスを使用していない場合には、電気の需給開始からガスの使用開始までの日数が30日未満であること。ただし、電気の契約とガスの契約の申込みを同時に受け付け、当社および代理店が承諾した場合に限ります。

- (5) お客さまの電気の契約における需要場所が、原則としてお客さまのガスの契約における需要場所の範囲内であること。なお都市ガスおよび簡易ガスの供給に係る需要場所は、お客さまに適用されるガス小売供給約款の規定によるものとし、LPガスの販売に係る需要場所はLPガス販売契約または設備貸与契約書に記載さ

れたLPガス設備が一体として区分、把握される範囲をいいます。

## 5 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、技術上やむを得ない場合には、交流3層3線式標準電圧200ボルトとする場合があります。

## 6 契約電流

- (1) 契約電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、1年間を通じて最大の負荷を標準としてお客さまから申し出ていただきます。

ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。

- (2) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置を取り付けることがあります。

## 7 電気料金

- (1) 電気料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)で算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

- (2) 基本料金

基本料金は、1カ月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。

契約電流 30 アンペア	832.26 円
契約電流 40 アンペア	1,109.67 円
契約電流 50 アンペア	1,387.10 円
契約電流 60 アンペア	1,664.51 円

- (3) 電力量料金

1カ月の電力量料金は、需給約款22（使用電力量の計量）に定める当月の使用電力量により、次のとおりとします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）

(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)イに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)イに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、

120 キロワット時までの1キロワット時につき	21.95 円
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時につき	23.54 円
300 キロワット時をこえる1キロワット時につき	26.10 円

#### (4) 電気とガスのセット割引

当社は、4（適用条件）に定める条件を満たすお客さまからの申込みを承諾した場合には、お客さまの対象となる電気料金の基本料金（1カ月の間まったく電気を使用しないときには、基本料金の半額）から次の金額を割引きます。割引後の金額を基本料金と読み替えます。

1カ月につき	275.0 円
--------	---------

#### (5) 基本料金と電力量料金との合計が負となる場合の特例

(1)、(2)および(3)によって計算された基本料金と電力量料金の合計が負となるときは、その1カ月の料金は、別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金のみとします。

## 8 日割計算時の基本料金

需給約款別表4（日割り計算の基本算式）(1)イにもとづき基本料金を日割にて計算する場合には、7（電気料金）(4)（電気とガスのセット割引）に定める割引きを適用するものとします。

## 9 適用期間

- (1) 料金の適用開始日は、需給約款 11（供給の開始）(2)に定める日とします。
- (2) 適用期間は、(1)に定める適用開始日から適用開始日以降に到来する4月の計量日の前日（以下「満了日」といいます。）までとします。
- (3) (2)に定める適用期間の満了に先立って需給約款 3 3（電気需給契約の変更）

にもとづき、契約種別の変更の申込みがない場合は、満了日の翌日からその後到来する4月の電気の計量日の前日まで継続され、以後これにならうものとします。

(4) (3)にもとづき適用期間を継続する場合は、供給条件の説明、契約締結前の書面の交付、および契約締結後の書面交付を以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。

イ 供給条件の説明は、説明を要する事項のうち当該継続後の適用期間のみとし、書面の交付、インターネット上での開示、または電子メールの送信その他当社が適当と判断した情報（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行います。また、契約締結前の書面の交付は行いません。

ロ 契約締結後の書面交付は当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該継続後の適用期間並びに供給地点特定番号のみを記載します。

## 10 契約電流の変更

(1) 当社がお客さまから契約電流変更の申込みを承諾した場合には、変更後の契約電流にもとづく基本料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。ただし、お客さまが、新たな電気需給契約の申込みと同時に、従前の小売電気事業者との契約にもとづく契約電流の値の変更を希望する場合には、この限りではありません。

(2) お客さまはやむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約電流を変更することはできません。

(3) 契約電流の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、需給約款2（需給約款等の変更）(3)(4)および(5)に準じます。

## 11 その他

(1) その他の事項については、需給約款に定めるところによるものといたします。

## 附 則

### 1 実施期日

この需給約款は、令和2年2月10日から実施いたします。

## 別 表

### 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

#### (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社のホームページに掲示いたします。

#### (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

#### (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年4月の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金はとして算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。



## 2 燃料費調整

### (1) 燃料費調整額の算定

#### イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価格の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

一般送配電事業者	東京電力パワーグリッド(株)
$\alpha$	0.1970
$\beta$	0.4435
$\gamma$	0.2512
基準燃料価格	44,200

#### ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

① 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

② 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

(2) の基準単価

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\quad}{1,000}$$

#### ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月の料金に係る計量期間等

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。

1 キロワット時につき	<b>23 銭 2 厘</b>
-------------	-----------------